

令和6年(2024年)8月29日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

要望書に対する回答について (送付)

2024年度自治体キャラバン行動要望書について、回答をお送りいたします。

なお、懇談会については、下記日程で設定しています。都合上、2部構成としておりますことをご了承ください。

**豊中市・大阪社会保障推進協議会懇談会**

開催日：令和6年10月4日午後2時～午後4時

場 所：豊中市役所第一庁舎2階大会議室

**第一部【午後2時～午後3時20分】**

職員問題、子ども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について、医療・公衆衛生、国民健康保険、防災関係

**第二部【午後3時20分～午後4時】**

特定健診・がん検診・歯科健診等、介護保険・高齢者施策、障害福祉「65歳問題」と重度障害者医療、生活保護

**【問い合わせ】**

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 岡

電話：06-6858-2029 (直通)

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp

豊 都 広 第 8 4 5 号  
令和6年(2024年)8月29日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

豊中市長 長内 繁樹  
(公印省略)

「2024年度自治体キャラバン行動」要望書について(回答)

令和6年(2024年)6月18日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

記

**1. 職員問題**

- ① 大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。

(回答)

職員の採用および人員配置については、業務に支障のないよう、適正な執行体制を構築していません。

(人事課：06-6858-2019)

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

(回答)

豊中市における女性の管理監督職への登用は、年々増加傾向となっています。女性活躍推進法に基づき策定した「豊中市特定事業主行動計画」に基づき、引き続き性別にかかわらない資質・能力に応じた管理監督職への登用を推進していきます。

(人事課：06-6858-2019)

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいる(現時点での外国人人口と国別内訳をまずご提示いただきたい)にもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。ま

た、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。

**(回答)**

令和6年6月末現在、豊中市に住民登録を行っている外国人市民の数は、7,345人で、国別内訳の上位3か国は、中国が2,145人、韓国が1,808人、ベトナムが1,073人となっています。

さまざま国籍や地域の方が来庁されることから、外国人向け市政案内・相談窓口を設置し、相談員が言葉に不安のある外国人の支援を行っています。

主な支援内容は、外国人市民と一緒に手続きを行う窓口へ同行し、通訳支援を行うほか、豊中市で生活するために必要な情報を掲載した多言語版の「生活ガイドブック」を提供するなど、外国人市民が豊中市で安心して生活できるよう、個別にオリエンテーションを実施しています。

(人権政策課：06-6858-2654)

## **2. こども・シングルマザー等貧困対策及び子育て支援について**

① 2023年度大阪府子どもの生活実態調査と同時に実態調査を行った18自治体においては、その報告書をホームページですぐに検索できるように工夫しアップすること。

**(回答)**

調査結果を令和6年度に策定する市町村こども計画（こどもすこやか育みプラン・とよなか）に反映し、計画策定時にあわせて公表します。

(こども政策課：06-6858-2258)

②ーイ 就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請なども取り入れること。中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており、国基準に上乗せして支給額を増やすこと。

**(回答)**

令和2年度新入学児童学用品費の申込からオンライン申請を取り入れました。中学生の子ども世帯への支給額については、新入学生徒学用品費では国基準に上乗せして支給しております。

(学務保健課：06-6858-2553)

②ーロ 朝ごはんを食べていない子どもたちの状況が指摘されている。地域の子ども食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。

**(回答)**

本市では、令和2年度より子どもの居場所ネットワーク事業を実施し、朝食会も含め子ども食堂や無料・低額の学習支援等の地域の多様な子どもの居場所や担い手の支援として、活動の立ち上げ

や運営支援、活動場所や食材等寄付の調整等を行っています。

また、子どもの居場所の定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対し、子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付を行っており、多様な子どもの居場所の充実に向けて引き続き取り組んでいきます。

(こども支援課：06-6852-5422)

②ーハ 大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。

**(回答)**

豊中市社会福祉協議会やNPO法人、地域活動団体等の協力により、市民や企業等から集められた食糧・食材を生活困窮世帯や火事などにより一時的に避難された世帯または、こども食堂等へ提供し支援を行っています。また、学校施設は、学校運営時はお受けできませんが、状況に応じて、個別に検討してまいります。

(地域共生課：06-6858-2217・学校施設管理課：06-6858-3247)

②ーニ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

**(回答)**

児童扶養手当の申請時、及び現況届提出時において、DVに関連した離婚等の場合はもちろん、これ以外の認定事由の場合であっても、人権への配慮及び個人情報の取り扱いに留意した対応を行っています。

認定申請等の面接時だけでなく現況届提出時などの時機をとらえ、生活保護やその他の制度の紹介や情報提供を行っています。

外国語については、他課と連携し事前予約で通訳を同席することができる対応を行っています。

(子育て給付課：06-6858-2221)

③ 子ども及びひとり親の医療費助成制度の窓口負担を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

**(回答)**

仮に窓口負担を無料にした場合、過剰な受診の動機となることで必要以上に医療費が増大し、医療資源のひっ迫も懸念されることから、持続可能な制度とするためにも、一部自己負担は必要と

考えております。なお、こども医療費助成制度では、入院時食事療養費の全額を助成していません。

(子育て給付課：06-6858-2223)

入院時の食事療養費は、在宅で医療を受けている方との公平性の観点から、一部自己負担をお願いしているものです。なお、非課税世帯などの要件を満たす場合においては、加入の医療保険で減額の制度があります。

(保険給付課：06-6858-2313)

妊産婦の健康管理については、妊婦健康診査受診券及び産婦健康診査受診券の交付を行い、健康診査に係る費用助成を行っているところです。

(おやこ保健課：06-6858-2800)

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

**(回答)**

給食提供の在り方については、現状のセンター方式と自校調理方式の併用を基本と考えています。学校給食にかかる経費は、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を学校給食費として負担しておりますが、学校給食費の無償化については、国会での議論、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

(学校給食課：06-6843-9101)

保育所・こども園・幼稚園などの副食費については、無償化は実施しておりませんが、一定の所得額以下等の世帯に対して、免除を行っています。

(子育て給付課：06-6858-2556)

- ⑤ 学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

**(回答)**

歯科健診において「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況および口腔崩壊状態の実態調査の実施について、口腔崩壊等に関わらず「要受診」と診断された児童・生徒へは、受診勧告を行っています。その後受診に至らない場合、学校と学校歯科医が連携し確実な受診につながるよう

取り組んでいます。

また、付き添い受診の制度化については、治療方針における可否決定等の判断を求められる可能性が考えられることから、事情により受診が困難な児童・生徒については訪問歯科診療を活用し受診につながるよう案内したいと考えています。

(学務保健課：06-6858-2570)

- ⑥ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

**(回答)**

給食後の歯磨きおよびフッ化物洗口の実施について、各学校の判断により歯磨き時間を設けている学校やフッ化物配合歯磨剤を使用した歯磨きを実施している学校もあります。また、市内の小学校を対象に歯科衛生学校の学生による歯磨き指導や保健だより等で歯の健康を守るための周知啓発を図る取り組みを行っています。

(学務保健課：06-6858-2570)

- ⑦ 障がい児（者）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児（者）歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

**(回答)**

外郭団体の（一財）豊中市医療保健センターが、本部診療所（上野坂）と南部診療所（島江町）の2か所で障害をお持ちで一般の歯科医院で治療困難な方を対象にした歯科診療を実施しており、本市のホームページでも案内しています。

(保健安全課：06-6152-7307)

- ⑧ 最新の奨学金パンフレットを作成するとともに自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。

**(回答)**

奨学金の案内は毎年度更新の上、市ホームページや保護者あてのメール(コドモン)で連絡し、周知を行っています。市の独自奨学金制度として貸与型の無利子での貸付けを行っています。

(学務保健課：06-6858-2553)

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(回答)

市営住宅の管理戸数は2,419戸、建替え等を理由に政策的に空き家としている住戸数は令和6年5月31日時点で185戸です。

市営住宅の空き住戸を豊中市居住支援協議会事務局へ提供し、就労に向けて福祉的な支援が必要な人が、経済的に自立した生活ができるように、生活支援と低廉な家賃の住まいを提供する居住支援事業を実施しています。

(住宅課：06-6858-2396)

- ⑩ 保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。

(回答)

保育士支援のため、新卒や転職で豊中の保育施設に新たに就職された方、遠くの自治体から引越しされて豊中の保育施設に就職された方に金銭面での支援を市独自で行っています。また、園が保育士の住居を借り上げる費用の支援や、保育士自身の子を保育所に入所させる際の支援なども行っていますが、引き続き保育士確保の方策について検討を進めていきます。

(こども事業課：06-6858-2257)

放課後こどもクラブ指導員についても処遇改善等を進めており、支援員の確保に繋げています。

(学び育ち支援課：06-6858-2576)

- ⑪ 役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でフリーWi-Fiにアクセスできるようにすること。

(回答)

市役所本庁舎や別館、保健所、公民館、図書館、地域共生センター、すこやかプラザ等、市民が利用する公的な施設でフリーWiFiを提供しています。

なお、提供しているフリーWiFiは利用可能なサービス含め市ホームページで公開しています。

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/onlineservice/wireless\\_lan.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/onlineservice/wireless_lan.html)

(デジタル戦略課：06-6858-2669)

- ⑫ 万博予定地の夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め立てられた島であり、メタンなどの可燃性ガスが発生し続けており3月28日の万博会場工事におけるガス爆発事故は、汚泥を埋め立てた人工島の表面をアスファルトやコンクリートなどで覆って多くの人を集めるイベントを開催する会場とするにはあまりにも危険であることを証明した。また、駐車場からゲートまで片道30分の道のりに屋根はなく、炎天下や大雨の中を歩かなければならない。となりのカジノ建設現場からは有害物質を含む粉塵が舞い上がっている。子どもたちが学校ごとにまとま

って弁当を食べる屋根付きの場所は限られており炎天下で弁当をとらざるを得なくなる学校も出てくる可能性がある。子どもたちのいのちを守る、安全を確保する具体的な方策が示されていない中で学校行事として万博に子どもの参加をさせないこと。

**(回答)**

2025年日本国際博覧会子ども招待事業につきまして、本市では、大阪府の「次世代を担う子どもたちが、最先端の技術やサービス等に直接触れる体験を重ね、将来に向けて夢や希望を感じ取れるよう、大阪府の児童生徒に万博会場への来場機会を提供する」という趣旨をうけ、市内各校に周知を行っております。参加の可否については各校が判断します。

(学校教育課：06-6858-2847)

### **3. 医療・公衆衛生**

① 国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化（マイナ保険証）の方針に基づき、本年12月2日より、現行の健康保険証が廃止される（1年の経過措置あり）。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応を自治体に求めてくる。こうしたことを受けて、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。見本／東京保険医協会ホームページに小金井市、調布市の「意見書」PDFが掲載保険証存続を求める協会陳情調布・小金井2市で採択 | 東京保険医協会 (hokeni.org)

**(回答)**

マイナ保険証は我が国の医療DXの基盤として、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い医療の実現に資するものです。マイナ保険証を利用することで、医療機関・薬局において患者の直近の資格情報等の確認ができるとともに、患者本人の同意に基づき、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を患者に受けていただくことが可能となります。こうした社会を実現するため、本市においても、これからもマイナ保険証の利用促進に取り組んでまいりますので、国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望をすることは考えていません。

また、マイナ保険証の利用登録は任意の手続きであることを踏まえて、今年度、発行する紙の被保険者証が令和7年10月31日まで利用できること、令和6年12月2日以降に発行する資格確認書により医療機関を受診できることについて、広報誌、ホームページ等により広く市民に周知してまいります。

(保険相談課：06-6858-2772)



- ② 新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに終息していない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。大阪府は第8次医療計画を発表したが、新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。

**(回答)**

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症の発生及びまん延に備え、令和4年12月に改正感染症法が成立し、本市では令和6年3月に豊中市感染症予防計画を策定しました。また、地域保健対策の推進の基本的な方向や、保健所・市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的な事項等について定めた地域保健対策の推進に関する基本的な指針の改正により保健所や地方衛生研究所における人員体制や設備等を平時から計画的に整備するとともに実践型訓練による即応人材の育成等を推進することとされた。それらをふまえ、庁内関係部局や関係団体等との連携強化や人材育成の取り組みなどを進めていきます。

(保健安全課：06-6152-7307)

- ③ PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。

**(回答)**

豊中市では、令和3年度から河川のPFAS濃度を調査しており、これまでのところ、環境省の定める指針値を超えたことはありません。また、市内でPFASを製造・使用する事業場も確認できていないことから、今後、国・府から新たな方針が示された際には、適切に対応を行ってまいります。

PFAS対策につきましては、大阪府市長会を通じて、汚染原因の究明や濃度低減等の対策について具体的な方法を示すよう、国に要望しております。

(環境指導課：06-6858-2103・保健安全課：06-6152-7307)

## **4. 国民健康保険**

- ① 2024年度からの大阪府統一国保は際限なき国保料の引き上げを引き起こし、自治体が長年の国保行政で積み上げてきた「払える保険料」のための減免制度が廃止となり、被保険者は大きな被害を受けることとなる。各市町村は国保が貧困を拡大している現実から目をそらさず、統一の問題点を強く大阪府に意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法

違反であることを認識すること。

**(回答)**

令和6年4月より、保険料は「大阪府で一つの国保」として「被保険者間の受益と負担の公平性の確保」「被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現」を運営の基本としている大阪府国民健康保険運営方針により完全統一となりました。

被保険者の負担軽減及び令和6年度の保険料完全統一後の国民健康保険の安定的な財政運営の確保に向けて、これまで各市町村で行われてきた保険料抑制を補う仕組みとして、府内統一保険料の抑制・平準化のための大阪府における財政調整事業の枠組みを構築し、事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化、大阪府国民健康保険特別会計の剰余金による保険料抑制等の取組を行っています。

医療の高度化等により一人当たりの医療費が上昇し続けています。国民健康保険制度においては被保険者の年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高い状況にあるとともに、被保険者数も減少傾向にあります。こうした局面において大阪府が財政運営の責任主体として、また大阪府と府内市町村が共同保険者として国保の運営を行っていくことで、持続可能で安定的な医療保険制度とする取組を今後も大阪府全体で行っていきます。

(保険給付課：06-6858-2313)

- ② 18歳までの子どもの均等割を無料に、傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

**(回答)**

子どもの均等割については、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において未就学児に対する均等割額を減額し、その減額分を公費で支援する制度が令和4年度から施行されています。当該制度については、未就学児に限定することなく対象拡大するよう府を通じて国に要望しています。

傷病手当金については、任意給付であり実施に当たっては新規財源の確保が必要であることから、保険料率の引き上げに繋がります。また令和6年度から府内統一保険料を実施していることから、当市単独での実施を行うべきではないと考えます。

一部負担金減免については、6月の保険料決定通知書送付時に制度を記載したパンフレットを同封しました。一部負担金減免は、制度説明や個別の聞き取りが必要であることから、対面や電話での相談を受けた上で申請受付を行っています。

保険料減免や徴収の猶予については、ホームページ等により制度の周知に努めています。

なお、療養費の支給申請や出産育児一時金の支給申請などの保険給付の手續にあたっては、ホー

ムページから申込書をダウンロードできるようにするとともに、電子申込システムを活用したオンライン申請可能な手続きを拡充しており、できるだけ来庁せず郵送や電子申込を利用していただけようとしています。

(保険給付課：06-6858-2313・保険相談課：06-6858-2772)

- ③ 3月の大阪社保協調査ではマイナンバー保険証の有効期限について自治体は全く把握していないとの結果となった。そうした状況も踏まえ2025年10月の保険証切り替え時には被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。

(回答)

今年度、発行する紙の被保険者証は令和7年10月31日が有効期限のため、令和7年10月時点でマイナ保険証をお持ちでない方については、資格確認書を一斉送付するとともに、マイナ保険証をお持ちの方については、資格情報のお知らせを送付させていただきます。

(保険相談課：06-6858-2772)

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答)

国民健康保険料のパンフレット等において外国語の対応は行っていませんが、窓口来庁時において通訳を介した丁寧でわかりやすい説明を心掛けています。また、今年度から第2庁舎の窓口に透明ディスプレイを用いた多言語翻訳システムを導入する予定で、通訳者を介さずに双方向コミュニケーションを図ることとしています。

(保険相談課：06-6858-2772)

## 5. 特定検診・がん検診・歯科検診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

(回答)

毎年、特定健診・がん検診の対象者には、3月末に郵送で受診券・受診票を送付し、特定健診・がん検診の受診勧奨を行っており、年度途中には、未受診者に対して、ハガキで未受診勧奨を行っています。また、医師会のご協力のもと、かかりつけ医からの特定健診受診勧奨も実施しています。引き続き、同様の方法で受診勧奨を行います。外国語対応については、豊中市生活ガイドブックや市のホームページで案内しています。

(健康推進課：06-6858-2291)

- ② 大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診

対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。

(回答)

歯科健診の対象者には、3月末に郵送で受診券を送付し受診勧奨を行うとともに、年度途中には、未受診者に対して、ハガキで未受診勧奨を行っています。引き続き、同様の方法で受診勧奨を行います。令和6年度から20歳の歯科健診を開始しました。また、20歳と30歳以上の在宅患者に対する訪問歯科健診も行っています。

(健康推進課：06-6858-2291)

## 6. 介護保険・高齢者施策

① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

(回答)

介護保険料は、被保険者数や要介護者数の推計、サービスの見込み量などから、介護給付費の動向を見据えて設定しているものであり、介護保険料の上昇を抑制するために、介護給付費準備基金を活用しています。また、保険料の増加が被保険者への過度な負担とならないよう、引き続き、国に対し、介護保険給付負担金における国の負担割合の引き上げとともに、国庫負担金の全額定率給付を要望してまいります。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

(回答)

介護保険制度の安定した運営のため、収入が低い方についても一定のご負担をお願いしており、市民税非課税世帯かつ本人が非課税の方については、国の軽減制度が適用されるとともに、年間収入が低いなど一定の要件を満たす方についても、申請いただくことにより保険料が減額されます。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減

措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

**(回答)**

本人及び同居する人全員が市民税非課税で収入が一定基準以下などの要件に該当する方を対象に、社会福祉法人や民間の運営する施設入所・ショートステイ・訪問介護・デイサービスなどを利用された際に生じる自己負担額の軽減制度(軽減割合25%)を実施しています。

(長寿安心課：06-6858-2195)

- ④ーイ 利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

**(回答)**

介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたっては、本人の意向を踏まえ、専門職によるアセスメントから必要なサービスの調整を行っているものです。また、要介護等の認定については、心身の状態や介護状況の変化があれば申請できる旨ご案内しています。

(長寿安心課：06-6858-2867・2833)

- ④ーロ 総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護1～5認定者の拡大しないこと。

**(回答)**

総合事業の実施については、国の動向を注視しつつ検討してまいります。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ④ーハ 「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

**(回答)**

「訪問型サービス」の単価については、厚生労働省告示第八十六号を勘案して適正な単価設定をしています。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ④-ニ いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

**(回答)**

自立支援型地域ケア会議は令和5年度をもって終了しましたが、「自立支援に資するケアマネジメント」の推進にあたっては、高齢者が心身機能を維持・改善し、生きがいや役割をもって生活で

きることをめざします。

(健康推進課：06-6152-7381)

- ⑤ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答)

保険者機能強化推進交付金の算定については、国の評価指標に基づく評価を適切に行うことで、引き続き、自立支援や重度化防止等に資する施策及び介護給付適正化に向けた取組みの推進を図っていきます。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ⑥ 介護現場の人手不足を解消するため、東京都のように自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答)

介護現場の人材不足解消に向けて抜本的な処遇改善を図るため、利用者負担、介護給付費の増加による介護保険事業財政への影響がないよう、介護報酬に上乘せする対応ではなく、交付金等による財政措置を講じるよう国に要望しています。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ⑦ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

介護保険施設等の整備については、介護保険事業計画策定時において入所の必要性が高い要介護認定者数の調査を行い、各計画期間中に必要なサービス量を見込んだうえで、介護保険事業運営委員会に諮り、計画的な施設整備に取り組んでいます。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ⑧ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1, 2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。

(回答)

制度改正にあたっては、新たな負担増や介護サービスの低下を招かないよう、国に対して課題検証に基づく慎重な判断を求めてまいります。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ⑨ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

**(回答)**

熱中症対策の必要性については、毎年、市ホームページやSNS等を通じて広く市民に周知するとともに、地域包括支援センターや介護予防センター、社会福祉協議会など関係機関へ利用者への注意喚起を依頼するなど、対策の強化に取り組んでいます。なお、電気補助制度実施の予定はございませんが、物価やエネルギー価格の高騰により生活への負担が特に大きい住民税非課税世帯に対し、経済支援策として支援給付金を給付しています。

(長寿安心課：06-6858-2237・地域共生課：06-6858-2450・2217)

- ⑩ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげることにします。

**(回答)**

介護保険被保険者証のマイナンバーカード一体化については市民に混乱が生じないように丁寧な周知を行ってまいります。

(保健相談課：06-6858-2772)

- ⑪ 軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

**(回答)**

補聴器の購入については、補聴器装用の継続など購入補助のみでは解決できない課題が多く、近隣市の動向も踏まえながら慎重に検討していきます。

(健康推進課：06-6152-7381)

近隣市の動向を踏まえ、必要な情報収集に努めます。

(長寿安心課：06-6858-2844)

- ⑫ 新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、介護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。

(回答)

新型コロナワクチン接種は令和6年度より定期接種に位置付けられ、令和6年10月より接種を開始する予定です。対象者は、接種日現在65歳以上の人又は60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害により身体障害者手帳1級もしくは同程度の人で、接種費用は、自己負担額を3,000円とする予定です。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、医療費の自己負担分に係る公費支援は終了しています。また、令和6年3月31日で大阪府による府全域の高齢者施設や障がい者施設の従事者等への抗原キット定期検査も終了となりました。他の感染症との公平性を考慮しながら、法に基づき適切な対策に取り組んでまいります。

(健康危機対策課：06-6152-7329・7316)

- ⑬ 2022年10月より75歳以上の医療費が2割化され、「2割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。

(回答)

老人医療費助成は過去に府からの補助金を活用して実施していましたが、福祉医療制度の再構築に伴い、平成30年4月に統合・廃止となりました。府や各市町村の厳しい財政状況のもと、制度の持続可能性を確保したうえで、より医療を必要とする方へ支援が届くように制度を再構築した背景があり、府の財政支援がない中で独自の助成制度を設けることは難しいものと考えています。

(保険給付課：06-6858-2313)

- ⑭ 帯状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上の人に帯状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。ワクチン接種公費助成を実施すること。

(回答)

帯状疱疹ワクチンについては、国の審議会にて定期接種化が検討されているため、その動向を注視しているところです。

(健康危機対策課：06-6152-7329)

## **7. 障がい福祉「65歳問題」重度障害者医療**

- ① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。



- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。
- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

**(回答)**

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付との調整）並びに平成19年3月28日付厚生労働省通知、平成27年2月18日付厚生労働省通知及び令和5年6月30日付厚生労働省通知を踏まえた対応を行っています。障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。ただし、上記通知等を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、65歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスをすべて利用できない場合は生活の質を低下させない観点から上乗せする形で障害福祉サービスを利用できる取り扱いを行っています。

また、介護保険サービス利用者で介護保険では必要な支援を受けることができない場合には、不足する部分を障害福祉サービスで支給する取り扱いを行っています。

65歳に到達される方については、事前に到達後の福祉サービスの利用についての説明を行い、ご本人の意向を確認させていただいたうえで、相談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとってサービス利用を進めていただいています。

(障害福祉課：06-6858-2224)

- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

**(回答)**

障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係につきましては、本市作成の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」にて詳細に記載しており、当該ガイドラインについては本市ホームページに掲載し、周知を図っています。

(障害福祉課：06-6858-2224)

- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答)

国庫負担基準については、支給決定にかかる柔軟な運用に配慮し、訪問系サービスにかかる国庫負担基準を撤廃するよう国に求めており、介護保険対象者が障害福祉サービスを利用した場合についても、実績に応じ適正な財政措置が講じられるよう、引き続き国に求めていきます。

(障害福祉課：06-6858-2224)

- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答)

質の高い介護保険サービスが適切に提供されるよう、関係機関等との連携によるサービスの質の向上に向けた取組みを進めてまいります。

(長寿社会政策課：06-6858-2837)

- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障害福祉サービスに係る自立支援給付及び本市においては移動支援等の地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢に関わらず利用者負担はかかりません。

(障害福祉課：06-6858-2224)

- ⑨ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答)

障害者医療費助成制度は、大阪府の補助金を活用して実施しております。将来に渡って助成制度を維持するため、平成30年度に大阪府が対象者要件と一部負担金の上限額の見直しを行ったところです。

この障害者医療費助成制度に関しましては、国の制度として創設されるよう国へ要望しています。また大阪府に対しては、障害の程度が中程度の方も対象とすることなど制度の拡充について要望しています。

(保険給付課：06-6858-2313)

## 8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

### (回答)

本市の生活保護申請数、決定数についてはコロナ禍が始まった令和2年度より横ばいとなっておりますが、これは臨時特別給付金等新型コロナウイルス関連の社会保障施策が有効に機能したことによるものと考えられます。

扶養照会については令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡の改正により「扶養義務履行が期待できない者の判断基準」が示されており、これに基づいて行っていますが、従前より初回面談時及び家庭訪問・開始説明時等に申請者に対し丁寧な聞き取りを行い、申請者からの了承を得た上で調査を実施しています。

また、生活保護申請の相談窓口において、申請意思を確認できた場合は、すみやかに申請書を交付しています。

(福祉事務所：06-6858-2247)

- ② 大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。

札幌市生活保護ポスター<https://www.city.sapporo.jp/fukushiguide/documents/hogoposter.pdf>  
寝屋川市生活保護チラシ [hogoshinseisodan.pdf\(city.neyagawa.osaka.jp\)](hogoshinseisodan.pdf(city.neyagawa.osaka.jp))

枚方市生活保護ホームページ <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html>

### (回答)

現在のところ、こうしたポスターの作成・掲載は予定していません。

(福祉事務所：06-6858-2247)

- ③ ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。

### (回答)

本市では、「福祉専門職」を中心に職員を配置しています。今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めていきます。一方、多様なニーズに応えるため、保健師や精神保健福祉士等の専門の資格を持つ職員を配置し、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上

に努めていきます。

また、年間研修計画に基づいた研修を実施し、生活保護制度の理解を深めることで、生活保護手帳・問答集の内容をふまえた生活保護制度の適正な運用を図っております。

保護費の決定通知書につきましては、支給額の扶助別内訳を記載するとともに、支給額が前月に比べて大きく変動する場合などはケースワーカーが生活保護受給者にその内容を説明しております。

(福祉事務所：06-6858-2247)

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。

**(回答)**

本市では、ケースワーカーの担当は地区別に割り当てを行っており、シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーが担当する、といった対応は行っていません。しかし、家庭訪問は原則事前約束の上行うこととし、またそれぞれの事情に応じた配慮が必要な世帯については、個別に対応を行っています。

(福祉事務所：06-6858-2247)

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

**(回答)**

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

(福祉事務所：06-6858-2247)

- ⑥ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

**(回答)**

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の方々にも被害がおよぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状

況では、行政対象暴力対策員（警察官OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとしたケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意していきます。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

（福祉事務所：06-6858-2247）

- ⑦ 物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。

（回答）

令和5年10月に実施された生活扶助基準の見直しについて、当初引き下げられる方向でしたが、昨今の物価高の状況から2年間は据え置かれることとなりました。

今後も生活保護制度を運用していくなかで生じる課題などについては、国に要望を挙げていきます。

（福祉事務所：06-6858-2247）

- ⑧ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

（回答）

住宅扶助については、世帯の状況等をよく見極め、特別基準額の設定を行っています。

（福祉事務所：06-6858-2247）

- ⑨ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

（回答）

ジェネリック医薬品については、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わらず、先発医薬品と代替可能な医薬品と考えられています。今後も医療費の増大が見込まれる中、必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療制度にしていくため、ジェネリック医薬品の使用の促進が必要であると考えています。

なお、本市では、医療費の一部負担の導入と調剤薬局を限定する予定はありません。

（福祉事務所：06-6858-2247）

- ⑩ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

（回答）

生活保護世帯の人でも希望すれば大学に進学できるよう支援方策を考える必要があり、大学に進学せず、就職している方々とのバランスも考えながら総合的に検討していきます。

(福祉事務所：06-6858-2247)

## 9. 防災関係

① 災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式化をすみやかに実施すること。

(回答)

災害時用に備蓄しているトイレにつきましては、すべて洋式のものを採用しています。

(危機管理課：06-6858-2098)

現在、市立学校の体育館の冷暖房の設置に向けて取り組みを進めているところであり、令和7年度末までに全ての市立学校で設置完了となる予定です。また、トイレについても令和7年度末までに洋式化100%が達成できる見込みです。(いずれも令和8年度統廃合及び建て替え予定の小学校は除く)

(学校施設管理課：06-6858-2546)

その他の公的施設については、各施設の整備計画等に基づき検討を行います。

(各施設所管課)

② 能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。

(回答)

能登半島地震の状況及びスフィア基準を踏まえ、現在の避難計画や避難所運営など、見直しが必要となる改善点等について修正を行います。

(危機管理課：06-6858-2098)

③ 高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答)

住宅管理者や管理組合からの依頼に応じて、防災士などの資格を持った、とよなか防災アドバイザーや市職員が伺い、マンションにおける防災をテーマに防災出前講座を実施し、防災意識の向上を図っています。

(危機管理課：06-6858-2098)